



利角持

1 曾 5
508
13



思ふに虚者^{ウツケモノ}、又ハ驕者^{ソコウモノ}あり、一方を執一人之可為と爲り、あべのみ主人
執しと用う、も志義と爲せ、權を譲る能く其君に恨ありや、
と覺悟と爲ると、真の志と爲り、つゝ、得を執物を、
又、曰、此改通に法あり、法、曲尺^{モウサシ}の如し、たとひ、
廣く之尺と定む、
此事にして、
以道とめ、
者、多し、
通、
智と、
之、

又、曰、天、
これを、
又、曰、古、
の、
み、
又、曰、智、
堪、
一、
あ、
は、

の若宮も是れも推して知たまふべきや千嶋家若宮も是れも五所の
皇子と稱し秘しし事あり 四所の神祇階此事の史子及たり

若宮殿進冠のゆゑ日記にも及之侍り也や神々ありし甚く後

右白井三位 春日權神主奉
臣朝臣師守七十一歳 乙酉二月二十七日の返るに可書きて

たぐれり

春日に奉り四所乃中才一所殿武雷命に神護景雲二年十月九日
に今の之を山の頂上に鎮座あり

才二の所殿ハ孝徳天皇四年戊申十一月戊申日河内國平園を渡河
のゆゑ祠宮西伊予守師言朝臣り家記に及たり

才二才四の所殿ハ其後 勅令ハ後で配享あり春日の神社記
と考へたるなり

右丙戌の巻春文一とあり返るあり師尋の辨去年酉正月

十日才一の神主と神一三月六日於神前并聖の儀あり今年

二月十日正之位と相せり也四月廿百の文に及たり

伊勢神宮日記云中臣板如此聞食波比下へ皇御孫乃命乃朝廷

等言是は朝家の所祈の時の文あり私乃祈承は甚子細

と云はれて事と云へり

後勤仕儀式白恩極不入詞而本文分明後

。誓田大宮司季範五世の嫡流刑部少輔忠成朝臣實大江廣元男

也其他ノ千秋別流ノ者如元ト藤原也

。或人より長亨の比富樫少とあり名如何と予曰或日記に長

亨元年の所は富樫少正親といふ人なり是れ是なりとや

つかりし

又大永の比尾上某遠別にあり如何と云曰大永元年八月廿六日此
證章に尾上右京亮とあり以て其名を不載せ也

高嶺千口少負厭一身多

けい負富人の情をゆくまひり

○喬東昏候好奢侈以黄金鑿成蓮花列之於地令妃潘玉

奴行其上曰歩々生蓮花

○大中臣所尋卿才一の神を神一西之位上階を

せり

のり多れしさゆく匠小神と君とのたうりく

○凡士た者邪後にも驕尤るハ回悪むきよのり各

そ貨殖まゝ其身財を失るや貧窮の愁をまぬるは

如何して士の言をあつて是を賤しむや曰驕ハ陽の欲

各ハ陰の欲とん私欲の鄙行の且君に侍る者回家の難と見

て義と立ラ節又仗ッ命を喪して忠と云ふ是は臣も身の常あり

ゆゑに毎小鄙をいして財利を興生するを業と一苟も一身の

便回とせしとせば此利心性とあつたは君父乃患難と見

とも己に利を捨て路人とせん敵回利を以て招き賊徒貸して

餅セハあを顧みんまゝに離賊に降行穢し願ひしを

恥と忘れんを必せり或ハ嘆惜乃情より義を外し一身を愛

して君とわらふにせば會我の臨て脅勸跛蹇一筋よ背

と見えんを疑ふ一ツツ體のすりや

便弱乃癆病人何ぞ回家の

用よまざるも是れ其根一皮利欲に誘はれ天性を躰し修めぬに化や此
を以て各書で厚劣すりゆめを乞ふべしすべし貨殖は高賣の業に
して士君子のさし所はあらん

○道学傳曰許道子字叔玄清虛接真遐棲表志所在往而不返
故改名遠遊與王右軍父子為世外之交士の修と又を方外化るとし隱者と遊ふを世外之文とす

○世説新語補 宋劉義慶撰 曰陶徵士嘗言六月北窓下卧遇
涼風暫至自謂是義皇上人 西巻 見へり

納涼の詩をよむに可用として抄す 日野元武の巻
又曰孔極侍郎朝迴過雨避於一爰之廡下之 又烏帽紗

中 ハ 公備油衣 ハ 又曰某寒不出熱不出風不出雨不出 未嘗置油
衣也孔公不覺頷忘 官情云云

烏帽子ハ ハ の首服也 ハ 言と轉ト ハ 讀故日本
此の ハ 又油衣乃今俗 ハ かつて此類 ハ 吟
賦 ハ 南蠻人此路服塵衣と覆也今の丸 ハ 此製衣 ハ 似
たり故俗雨衣と呼て ハ 合羽の字 ハ 故其
本と ハ 者少 ハ 詩文 ハ 書へ ハ 油衣の字俗 ハ 傳

○河南の樂羊子妻賢也夫遊學の間妻常に ハ 勤て姑
を ハ 他舎の雞園中に ハ 始 ハ 盜して殺
し ハ 其 ハ 對 ハ 泣 ハ 不餐始怪て其 ハ 故

と叫ひりて對て曰自傷居負いして食に他肉有らむと始亦感
悟して棄去りしとや又樂羊子行路に遺金一餅と拾ひ得還り
て妻にあふ妻不悦して曰妾聞志士ハ盗泉の水とを飲す
廉者ハ嗟来れ食を受ず泥ヤ遺つるを拾ひ利を求めて以て其
行を汚したぬ人やとまいて羊子大に慚て金とりの布を捐
しして後盗人有りてこれを犯さんといふ其姑と劫す妻刀を奉て
自刎て死る時の大守以て聞し礼と以て葬し號して貞義と曰
いし列女傳及世説等に
後國言良山の内に吉見の嶽とよ山あり天和三年この良山
十景の中に

今出川前内大臣公規

あふす及んべりて又たはげの死るるを以てあふ春の色を

甲子時 季吟

あふすもいそむりれまふりしりてむいハもとれもふよ

○慶長八年十二月二日 公欲鮎駿府少江ラ六日至中原有小人

名ハ馬場 八左衛門 訥大久保忠隣相摸 公召本多正行佐渡 問之 正行以テ

口給之 彼之罪ニ 二十六日遣忠隣於京師及西海 據有契利斯當

之徒

十九年正月二十日定大久保氏之罪二十日遣安藤重信對馬 得相

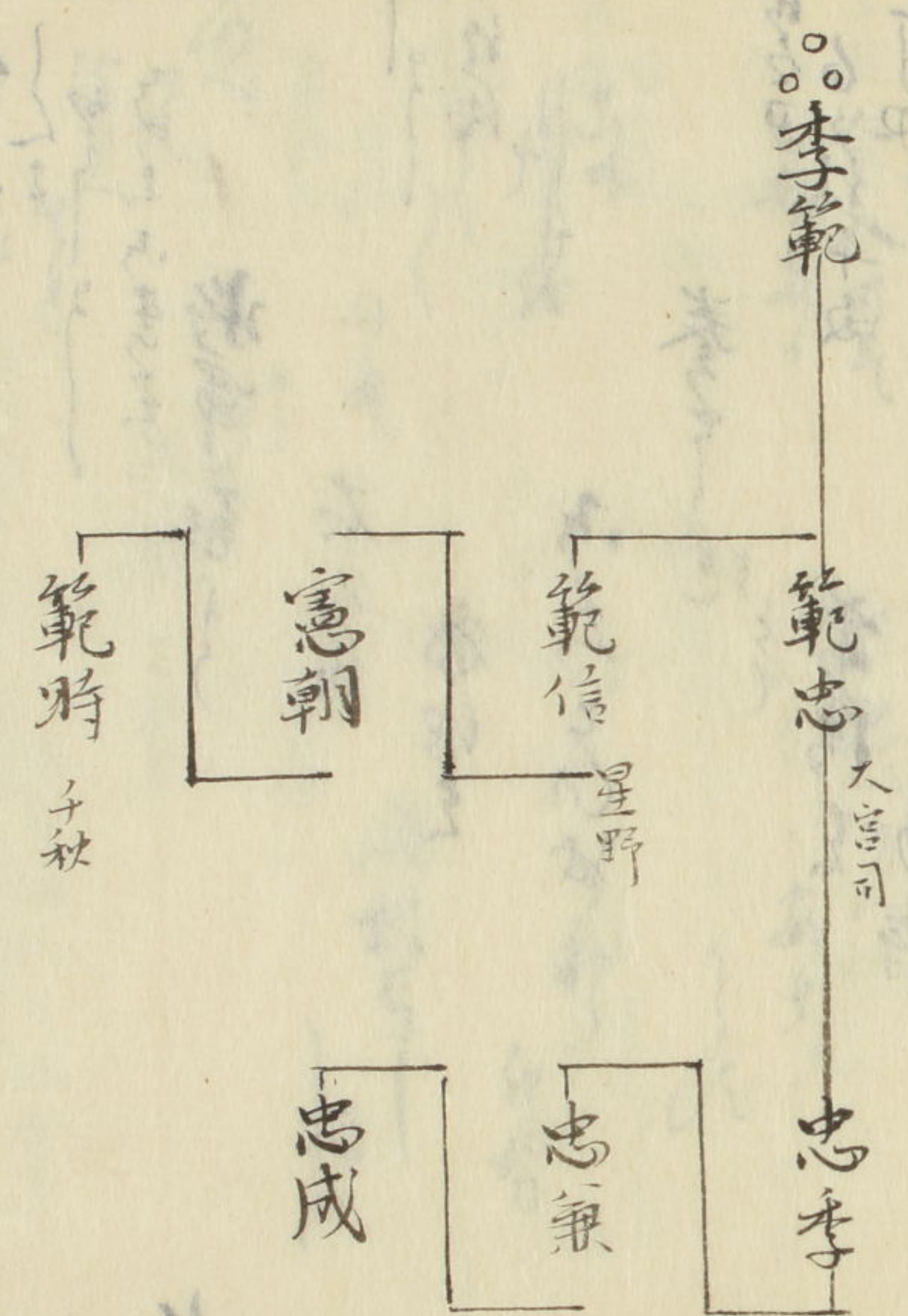
州小田原城二月二日論忠隣於江列

梅子始 公儲嗣と定め給ふ是日臣と下してこれを問

給ふ井伊兵部少輔直政ハ下野守殿從三位中納言 忠隣と剛

明て降るべき且つ今城下より少くも臣婢其其好子多し其好に
 出退分り其怒如にあふも足下益之と其詞慷慨なる亦後
 曰我命のまにこれと命す物多し汝言實理あり日と延て
 城を渡さく物と云く人を退く玉砕曰僅餘なりみも見
 苦あり一カを以て敵腹と切足下の馬前を鬪人としみ
 一言と以て教日とゆふ事これいふこと謝して主人の消
 息を城下も跡しかくて立退きりる人のはむ人者
 かくこれあつしに動もこれ私欲もよひて主の怒を
 忘る者少くも云々云々云々者もつくしむし
 けいけい

。勢田ノ大官司



忠季
 大官司刑部權少輔
 曾ハ大膳太又大江廣
 元子也此一流三代而
 断絶ス

此一流令相續
 補大官司

○寶永二年春 大樹御轉任世子御昇晋之時世房奉書

御書

御書

將軍家

右大臣

左大臣

右大臣

左大臣

右大臣

少將

少將

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

白鳥内侍

御書

江守の

山守

山守代白糸

あやぬ山守ぬき

山守友

年

のち

ちぬきり

年乃

山守

何友

敷信

山守

山守

山守

白糸

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

山守

柳系

中

ねんごう
まへ

一位

ねんごう
まへ

いんごう

ねんごう
まへ

いんごう

ねんごう
まへ

いんごう

ねんごう
まへ

いんごう

ねんごう
まへ

いんごう

二位

いんごう
まへ

いんごう

いんごう

いんごう

いんごう

いんごう

いんごう

いんごう

いんごう

いんごう
まへ

二一四一
しん
ま

山形

今度

三

松

今

松

中

し

白

子

子

可

能

し

し

し

し

し

柳

中

二一〇

しんそ

非忘此

白之條

千五

子何也

亦也

れと

西の

was

是

の

Four

は

一

Bar

Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

。後後初乗ハ濃川の武人曾て善慶院ノ將軍家に仕ふ一旦故有リ
て獄舎に入ハ閑寂の間々桃實を得其ノ面ハ少刀とて山王二十一社
後六十六と雕刻と其細密奇勢見ク者、これと好とす將軍一ノハ
覽之其ノ工と好一罪を免し金銀洞とて日貫髮挿少刀ノ柄等
と造りしむ其ノ造ハ法眼元信が描く所なり氣昌人物人介に強るもの
人甚好し中彼、桃核の山王ハ今ノ所在して夫祠とて日吉の社
と宗むと不其、次ハ宗乗光乗お巧より子孫系所に任す
祐兼が墓六洛、千本蓮臺寺の石苑坊に在り

。或人間、洛東將軍塚とて所三知あり、此れ増より曰、薩戒記
花園院崩ス東山太子堂山上築山奉葬之別於太子堂脩法事
十樂院上人主斯事、太子堂とハ今ノ知恩院の地速成就院

之秘也、忍性律師同墓の寺あり、人ハ此、陵と俗語して將軍塚
とて桓武帝遷都の時京城に鎮とて所築の將軍塚は泉
涌寺の上花園院崩所に在り所の塚是ありとて、花園院崩所影を写すもの
又一所上雲田北白川に在る將軍塚ハ、勝軍山と号す、勝軍地
苑の堂あり、故より土俗語して將軍塚と号へり
。ト部家所脩、神道護摩但、吉田ノ兼俱、子僧九江高山下下に寺
と建ラ神竜院と号す九江法師の寺とて始て行ハ神一法あり物れを
脩と脩とて、今祠堂名傳文とて脩之、墳子似けり、寺
作ありりり

。豊臣秀吉の愛妾浅井長政の女松丸殿浅見城名ハ、武田元明ノ妻あり
元明生害れ後秀吉小童す死後洛乃誓願寺ニ葬す、壽芳院

月晃盛久禪尼と云ふは此誓願寺再建の檀那なり我別勢田の
 誓願寺尼寺也也。以禪尼の建立にして梁牌は二世安樂の爲と書
 あり。一秀頼の如く好むはひて彼尼の如く好む者あり。在り
 とあり。百古子等の如くはむ。是れも。多し。
 ○董省言。種魚経。河豚魚有り。又班魚あり。曰。班魚似河豚。而食者
 雖無恙。然其種類。我因俗。不食。少くはや。
 ○醫説。奇則の士張彬酒と嗜。一夕一物を嘔吐す。塊肉如所。一
 驚。より上。六蜂。窠の如し。して微動也。酒と取て。はげ。呻。き。て。死
 あり。彬。け。物。を。吐。し。後。酒。を。不。飲。と。す。又。玄。山。記。云。常。元。載。と。り。人
 不。飲。以。鼻。酒。氣。を。聞。も。已。に。醉。り。或。人。不。用。術。治。す。針。を。以。り
 其。鼻。尖。を。挑。て。一。青。蟲。を。刺。し。て。曰。是。酒。魔。と。云。ふ。く。元。載。是。日。よ

一斗を飲。て。醉。り。し。て。死。せ。り。二。事。實。奇。怪。の。事。也。又。酒。を。飲。て。醉
 する。人。の。性。質。は。よ。れ。り。豈。い。わ。あ。り。物。り。や。物。象。に。あ。り。て。後。有。り
 一。衣。を。泣。て。飲。む。と。嗜。む。予。曰。汝。鼻。裡。に。青。蟲。を。刺。し。酒。魔。の。去。る
 仁。戒。を。破。る。れ。一。衣。寒。と。せ。が。す。温。酒。春。風。の。如。し。汝。れ。是。の。事
 非。と。て。何。呵。呵。す。
 ○致公御在世の時或は病て死せんと腹内物有りて動くと苦しく
 刀を以て鼻をけりて死せり。其人も死せり。北也。不
 墓所白鳥也北也。いて火化し。然るに又火中より龜の如き物あり。其を
 おろし。刀を以て。割。り。て。見。せ。し。其。守。の。筆。と。あ。る。事
 あ。は。け。し。作。ら。れ。し。也。今。は。あ。り。く。り。く。り。と。入。多。し。婦。人。數
 年。血。癆。と。病。て。死。せ。り。龜。の。こ。も。腹。を。破。り。て。出。る。事。あり。石。石。也

玄醫の家書に及くは、剛子よ我ニ身内變ニ焼畑外ニ至ニ瘰癧則鼠痘我ニ可為ニ方物ニ之リ病に及りて可ク物を生ずるものありや

○勞嗽勞瘵と云ふ病ハ醫書に性である勞咳と呼ハ何の書に割りて問に分明と云フ醫師多クは甄權が本草の欬久しの條に瘵肺氣急熱勞咳連々不絶とありて丹水子書に記せり

○今を赤子初生の時の用藥と云て五香と云ふ方ハ五香散ハ小兒に用ルルハあれども初生の時用ヤドと云れ是佛生后ハ五香水と云て佛像と浴するもの故其名を假して五香と云ふ也

唐歲事記四月八日浴佛以五香水浴佛と白眉故云に注し五香者本草謂青木香為五香木冒八日為浴佛朝

梅子の灌佛に用テ青木香は北齊高僧傳に都梁香と云て青色水と一爵金香と云て赤色水と一丘降香と云て白色水と一阿子香と云て黃色水と一安息香と云て黒色水と一也又云く我が國の浮屠ハ丁香白檀多と云て香水と一窮鄉貧乏ハ茶と云て佛像に灌くいとれ一故に五香の名と云れ都一産屋の俗醫少思にありや藥と五香と稱し物と云つて物ありたり

○稷下子曰市人之辱越リテ可シ忘ル其辱ハ嗚呼辱也大藥我リ招レテ恥ヲ知シ士豈ニ恥ヲ招人ヤ夫也凡人前にて甚人に恥ハ良知の同初ラと云父兄是といま一の中兒の才にして凡人のおとくを好む事これ故恥の心をすく驕亢に及りてもの義をさすも而も軍の陣に及るも恥と云

思リ甚クハ過ミテ裁奪の爲逆と慚愧す心ウクヤ
これ水の時より父兄のあしき都シエ故々もや嗚呼不学以を
所是水と云ふ不足

慶長十九年大坂軍事藩兵

十月朔日駿府下軍令於諸將曰日下モラ令於東関西海ノ軍士
等

十一月十日 神君發駿府師三軍

留鶴千代君於本丸鶴君ハ頼房ノ郷ノ知名也 三浦長門守東國人頼房卿母公之弟也

為後見ト中山備前守ヲ為傳之シ

二十二日 台徳公發東都

令越後少將忠輝松平上總ノ分公ノ弟也領越後及信長川中嶋等 松平下野守忠郷

本氏蒲生 神君ノ外孫 領奥列會津 最上駿河守家親羽列山形城主 鳥居左京亮

忠政奥列岩城城主 内藤左馬助政長上列佐貫城主 守江城主

公子行子代君大猷公也 及国千代君後駿河 在干城酒井備後守鳥居土佐守為国君之後見 高木

主水正正次大番頭 内藤若狭守清次書院番 衛護之天野傳右衛門内

藤仁兵衛小塚半兵衛小塚半孫等仕国君

黒田筑前守長政筑前国主

加藤左馬助吉明与列松山城主

福嶋左衛門大丈正則安藝備後之主

平野遠江守

谷出羽守

右五人豐臣家旧臣也今雖屬幕下而缺大坂派之本意宜留江都而可也今本多佐渡守正信等諷之故不隨軍而衛江城習年之後乃隨兵也

京都守護

監二城城主
丹波口

板倉伊賀守勝重

城列伏見城留守

菅谷左衛門尉範貞

松平隱岐守定勝

代官

成瀬吉右衛門一奇
早部兵右衛門宗好

江州彦根城監

松平振津守忠政

濃州加
納城主

山笠原左衛門佐政信

下總國石
河城主

尾州名護屋城留守

三宅與三康信

三列守母
領主

志水甲斐

參列吉田城主

松平主殿頭忠利

相列山田原城監

松平將監成重

戶澤右京亮政盛

常州多賀
郡領主

甲州府城監

諏訪因幡守頼永

信州高
崎城主

信列木曾守

在妻兒村

馬場半左衛門

馬場三郎左衛門

千村助左衛門

山村清兵衛

原平左衛門

千村治郎右衛門

山村八郎左衛門

千村藤右衛門

三尾左京

原藤兵衛

千村九右衛門

山村七郎右衛門

千村平右衛門

知久伊左衛門

宮崎大郎左衛門

松平庄次郎清昌

向井兵庫助

贊川 巡客使
福嶋

信州伊奈郡並合開

參列本坂開

相列三浦三崎鎮

甚兵衛男也
父隨軍

肥州天章郡鎮

河州牧方陳衛

有馬左衛門佐直純

松平源次郎兼壽

妻木雅樂助

折助右衛門

高木藤兵衛

高木左門

大嶋次右衛門光成

太島茂兵衛光政

大嶋久兵衛義俊

平園牛右衛門

稻葉右近

濃民岩
村城主

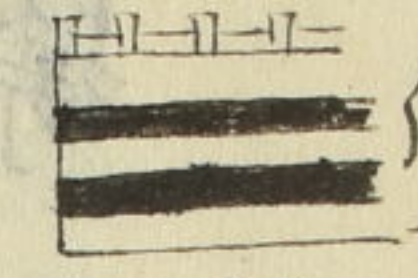
濃民妻
木領主

稻葉主計

毛利掃部

毛利金石衛門

此外御陳言及處々攻口將師等詳見浪速餘録等今
畧之

源家引兩の幕或記曰源賴朝御石橋山合戦の後下総國國府に
至りて兵を招き東國の士卒皆従ひ奉りし時乃以陳言幕を
千葉公常胤己ッ白幕に黒紙と粘して二引とす是吉例に
依て殊に

引兩の幕を用らるる此の實録にあや
りや

濃州新屋山城も入道道之山城國國守松波と古高人

油賣りて從事し土波家の家光長井並は乃は村中は乃は
考り歎し其若字と貴死村形物と稱し油賣りし一町を
坊を頭し悪逆無道し其子に殺せし也 五編 隠見

慶長十九年十一月六日甲山の辺路傍三間四方斗子柱幾千方も
あり躍出双方に列れ一時斗闘い死生半ありて止夏田に柱闘
申ハ乃はあれ極をよりも同はへたり水

○奥州駒山領屋有人家而鷄每報曉越後國奥津池産油 地為
油則甚多 臭氣アリ 江州武佐有土為薪處長別船本は石為薪奥州大師
村産池塩信別水内郡小嶽貝殼文石出濃列月吉村有月耆
者形似貝肉色如水晶野列日光山湖水魚皆無鱗
因之佐州本曾路中田井の馭の西野中十にわたるの九つまで芝

いむ六寸中の輪草も生ぜず一てあり土俗これとこらげの輪と
ふきありはりの時ど輪の五ひいしんゆとをたきよくはれ
き陽と得てき清れは波痛とよのましくありとらん又其近き辺に
一輪あり馬を又これ必馬死する所の者なりとてのりゆとや
柳別有馬鳥の地獄といふ地凡生類入れば必ず死す虎別春日井
外原村秋より冬まわして毎羽必少嵐しく辰の時以前に風止其
日ありこの時さる比まて風あり其日晴所の民これとて一日
此陰晴とらとらとら

○松平肥前守利常の以常流法を利次の家自奥の江をうらまて造作
此の監せし時常の丸本を二尺斗をうらまて二ツよ破
りし其の中は良哲言といふ之字ありしなり薄書あり書々り

如く字體りし奇あり一方は字に文字ありい本えより後引いて
ありしとやのりし書のりしありし書目とてこれなり

○名古屋玄醫者近世京師大醫其所著之書多矣一旦述其言者
難波醫筆之評議以正其誤嗚呼倭漢古今醫家記病論方劑者
汗牛充棟而不絶筆然傳之者察其症候其方與湯藥極其術而
不効病不服藥而自癒者不為少醫論之精亦無益歟今世貪
補賢者多故市人持六味丸左飯丸打老兒丸等術之淫又妄服之
却至浸漬脾胃生腫脹之病醫而專從張仲景藥元方等謂
百病皆傷寒偏用溫熱劑殊以參附為大者近世時風而為病
者大害者予聞見之不亦痛乎嗚呼

○彭祖曰上士異床中士異被服藥千顆不如獨卧 雜居

これ必ずしも彭祖が言ひしあつたべしと警書ハ老莊の意多ク人々を
假りし言と爲す毎く又之にうこれをも貪漁りし病を生ずる也
警言一言あり

○豊臣秀次の臣淺井周防守常功の士ありし秀次所愛す少童を
監せりやれは周防守元來男色を好みし或少年を犯し通せ
し故秀次怒りてこれを殺す由を令せし海井傳之聞して行
べしと思ひらるが我或曾れ名と得て縁を食ひめくし立退るは命
たしにわし人の誅も口惜き城ぞう大声を上げて君人をし我を
殺したまふべきはあやむたれし命をうれしむて害せよとせしり廻
りしもわれが悔ひおれを放てしむすもあうりし直に立
退りしれども日本の月を居らざるのあはれとて心うし

朝鮮へ渡り候りて毎相濱辺に日本大元國家滅亡をうり
長刀と揮けりとも秀次生害の後向那流すありし慶長十九
年乙辰の没の時薨御して我死しりともいひ我もぬれ者當時
多かりしされむりより主人の命も其主亡びぬれ私
死しり顔もくは多く後寛治都清成死して後肥後國阿蘇
山のやりに候りしとや道すも平信長の臣林信俊も信勝も
細田家の為し追々南部但馬と氏名を改め内内隠れむし信長
死しり後公もいして戦國革命の際に同如斯人ありし
○藝州叢鳴國ノ一宮祭市杵嶋姫然則一座歟但撫集彼御社三所
ニ御座ス又曰如何ナル御事ヤラ御簾上ニ御正躰ノ鏡ヲ掲グイ
ラセテ御簾ヨリ下ニ掛参ラス也彼御神女神ニ御座スナレ

ハカリナラハセハヤラントニ考^ル盛衰記^ル則推古天皇ノ五年十一月十二日
内舍人佐伯^ハ靴職^ト嶋^ノ邊^ニ經^レ回^リシケル^ニ西^ノ方^{ヨリ}紅^ノ帆^上ル^ル船^見工
来^ル船^中ニ瓶^{アリ}瓶^内ニ鋒^ヲ立^テ赤^幣ヲ付^{タリ}瓶^内ニ三人^ノ
貴^女アリテ記^宣ス^ニ云^{ヘリ}如^斯則^ニ三^座ナル^ヲ予^テ藝^州人^ノ聞^ク之^ヲ宮^嶋
曰^ク七^里七^十二^浦ト^云テ大^本明^神本^地藥^師西^社羽^神八^咫宮^藏辨
才^天本^地ト^云テ又^曰西^海背^ハ山^己シ^テ強^山高^野言^テ薩^山等^名ツク
左^右松^栢繁^茂セ^リト^云テ今^以三^所ナ^リ世^ニ巖^嶋辨^才天^ト云^フ本^社ノ
事^ニ亦^サル^ヲ羽^ケシ又^西行^カ謂^フ御^体ヲ^簾下^ニ奉^掛ト^是御^ア傳^有ル^ニ
ベ^シ我^カ斐^田渡^殿御^体似^ク之^ニ秘^{アリ}
南^都東^大寺^再建^事始^マリ^天下^ニ令^シテ一^百石^地銀^十五^泉
目^ト云^フ一^ノめ^ノ浮^可ク^ハ杉^行高^等棟^本を^尋ヒ^テ甲^申の^春幣^カ
タイ^アフ^シモ

別^山田^の所^由い^はぬ^ヲ夫^のね^あリ^クこれ^を出^セ利^を得^タク^の甚^ドト^云フ
我^カ所^トの^幾高^等寧^々ト^シ神^人に^依テ^請ヘ^テ所^由追^テ亦^有レ^ハ許
容^トシ^テ者^有リ^故ニ^吏に^達シ^テ請^フル^ニ云^フい^ハス^ルい^ハぬ^ク此^のい^ハぬ^を免^レ
歎^シ又^神ト^シ佛^寺と^造ル^ノ甚^ク恐^レル^ニ推^古の^所時^河邊^臣
霹^靂樹^と伐^リテ^宗と^清ト^シ考^テ帝^生國^魂乃^社の^樹と^伐リ
め^テイ^ハル^ニ齊^明帝^朝倉^の社^の樹^と伐^セぬ^イハ^ル先^仁帝^西大^寺の
西^塔の^造料^に江^呂小^野神^社の^樹と^採リ^ぬめ^テイ^ハル^ニイ^ハル^ニイ^ハル^ニ
神^宗大^ノイ^ハル^ニ君^ト臣^トと^恐レ^タい^ハル^ニ也^正史^に云^フテ^モ况^ヤ市^井
乃^凡民^大神^宮此^所の^樹と^伐ル^ニイ^ハル^ニ事^え耳^終歎^ク一^旦
の^利と^得タ^レル^ニい^ハル^ニ神^トと^恐レ^ルい^ハル^ニイ^ハル^ニイ^ハル^ニイ^ハル^ニイ^ハル^ニ
高^クあ^るぬ^にテ^此年^度ト^追レ^ルあ^るぬ^にイ^ハル^ニイ^ハル^ニイ^ハル^ニイ^ハル^ニイ^ハル^ニ

神のあはれよりしりし神界にこそと人登るいあつり

○豊臣ノ秀吉公遺言ニ新八幡ト可祝由然レ凡 勅許ナキ依テ旧臣

等祠号ト請フ故ニ豊國明神ト号セシ其社東山ニ立ツ云々

伊達ノ實元之子伊達安房守藤原成實所述伊達軍記

見ヘタリ 軍記三卷自元正二年十月至慶長五年七月 此ノ説諸家記録ニ未見秀吉

遺言ヲカク可キ有ル事也

鬚情 係俗所謂馬下ノ類也

華鬚 我國幡下ノ類

右見備倭節要

○武列増上寺ノ中興源天言存應慶長十五年八月 勅賜普光觀

智國ノ師ノ号ニ依テ 神君之請奏也元和六年十月三日ヲ叙ス

○慶長十五年六月十三日伊奈備前守忠次卒ス

忠次元ハ佐辰某ガ下僕熊藏と稱セシ心ナク一ツク身也

三ツ身と興シテ叙爵ニあつたりテ田園ノ事ヲ子ナク

今ノ備前揆地ト云ハハ備前守ガ量土也

○或人問フ柿本人丸ノ像ハ何人ノ描初々曰古記ヲ按キ人丸ノ文

武ノ沖時四位 大藏 聖武ノ沖ウラ三位 木子乃 神龜年中薨 忌日三月廿八日

少野春高勅ヲ奉テ其像ヲ圖ス烏帽子直衣云々

白青ノ直衣紋ハハツ藤云々 一説おしたつと云々

○本司 本寺也 支院 本寺也或ハ稱ス其ノ寺ノ流亦也

○日本寺ノ始 向原寺ハ今ノ河内國西琳寺也百濟ヨリ所獻土面

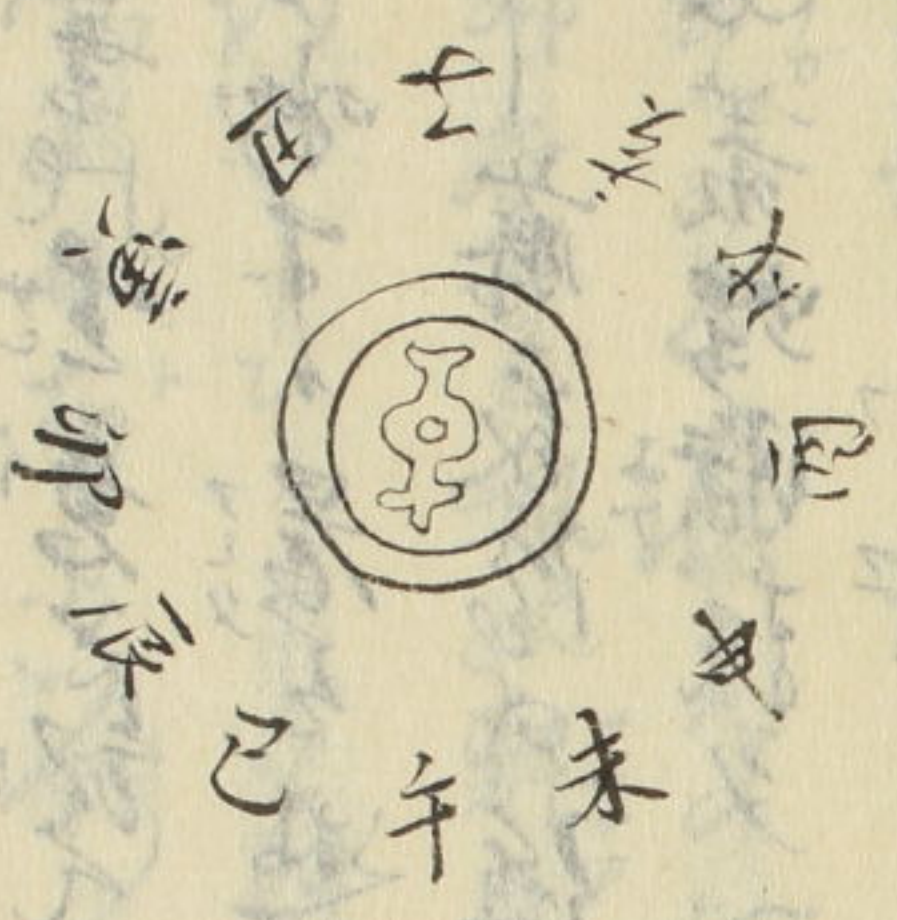
觀音ノ金像ヲ本尊トス

格物論云翡翠一種而二色
 翡翠者羽翠青羽トク丙戌仲
 夏ハセメとくく見ると凡
 後ハカサ、カサ、カサ、カサ、カサ
 子あらしは是翠雀也魚
 物の注能ッリより又啓
 録よりハセメ此とくくは
 一してちす子又新あらしあり
 是鷓鴣カサあり 格物論は翠鬣カサ紫カサ繹カサ大カサ鳥カサとソ心是あり
 和俗すてせしびとふのこ

翠雀圖

於船中方角シテ事十二支ノ逆ニカキ
 子ノ子ノ體サキニシ中ニ磁石針ヲシテ
 ハ針ノ先、其行ッ方ノ支ニ向フ是ヲ見テ
 東西南北ヲシルナリ

體



船南行之圖 餘準此可知

清福を享多きいふに死すべく候。後より一町に香を
よれり。小圃の記しを物と致し、志を考ふ。少人の趣を翁の
印意よりしるすべし。

乙酉 孟夏

草堂やいりては書き送る。一也
此の翁の西の山よりしてなり

○破を抄く。五古才。國志撰。脩の時録して予く書く
公受の傳へし。日録の事。後阿し。以後同。考と
まをを。ゆりて。年月と。阿し。ゆりて。又。信のり。ゆり
る。み。ゆり。ゆり。ゆり。ゆり。

○尾州志ノ惣目

輿地志

沿革 草延長風工記

疆域

府郡卿村ノ桑ノ廣
庄保ノ田ノ号

山川

山野河海嶋嶼港流渚津梁井 溪湖沼塘堤

建置志

城地

那古府

公署

倉庫

驛鋪

公館

街市

礼典志

宮祠

宮社
私社

学校

記其ノ田ノ蹤

食貨志

戸口

古今

土田

税程

物産

百穀布帛蔬果竹木藥
草玉石器血羽毛鱗介

人物志

名公

歴代 国司

良將

清操

孝友

文人

方技

僧侶

雜事志

寺院定額私建 它墓 古城 戰場 古蹟 將事

叢談 奇事

○白氏感曰詩卷詩曰夜深吟罷一長吁老淚燈前濕白鬚。
二十年ノ前旧詩卷。十人ノ酬一和九人ハ無シ

船園のすゞ野々塚の墓に首人ノ墓あり

古墓何代人ノ不知姓與名化爲路傍土ニ年々春草生白氏

去者日已疎來者日已親少郭門直視但見丘與墳古墓稱爲

田松栢摧爲薪白楊多悲風葉々愁殺人思還故里聞欲皈道無

因白氏文集二十九

○濃州武藝郡下有智郷関鍛冶ノ祖

奈良 兼常

本号千手院下住上智郷一任上野今一國常カ高ニ尾州ノ任政常之師也

善竟 兼義

関任兼義之祖 子孫今造一

三阿弥 兼高

陸奥守尾州ノ信高之祖也

得林 兼定

和泉ノ守関清宣之祖也

得印 兼辰

号ニ得永関之家上有智廣辰等祖也

室屋 兼道

俗号ニ兼道久作政阜大道盛道ノ之祖也

竜堅 兼宗

関兼取之祖子孫今造一

右ノ外雜多皆七家之門人末流也故畧之

○年ノ改爲死諫とありの事は一日として後信長より若く
公より好くをたへ自前此を物そ人を救えぬをのた
すし政長公此此を改め意何々と又て後信長より

後又一刀と雷して死せしむ西夏有の縁記より記せり

○少子喜言二十三章凡八人家不可有人文字本註書攀字アリ標題書

攀今紙架素翁雜事梅紙割製扇ア器ノ由アリ文棚

と和訓せし進す

○六書周の中諧声と云形と声トと合セり文字あり又いふ

有り周礼の疏等と考へ又久し其大槩ハ

江河石ハ声 左ハ形 鳩右ハ形 左ハ声 草藻上ハ形 下ハ声

望望上ハ声 下ハ形 圉國外ハ形 内ハ声 衡衡外ハ声 内ハ形

此類を多し

○韻鏡縦に四声軽重と發横に七音清濁と辨一字に十六声を

具するを示す凡翻切の術此書に依りて作し傳憲

ク切韻の詩に一字紐縦横分ク敷十六声と是なり

七音宮高角徵羽半徵半高

韻鏡調韻指微曰字指五音而曰七何耶曰音非七則不能凡声中

之韻示猶琴始五絃非加文武二絃則不能凡音中之声故曰琴者

樂之宗也韻者声之本也文武二絃為變宮變徵舌齒二音為半

徵半高此其義在云

左傳七音注曰武王伐紂自午及子七日王因此以數合之

以声昭之故以七同其數以律和其声加變宮變徵云云

曲礼云二名不偏諱註曰孔子母徵在言在不稱徵言徵不稱在云云

以是梅すれ聖母顔氏の名ハ徵在あり歟

つゆ乃身ありき本因坊死に修て口吟せり奇しく人足る自
家業又今そいといと白く

其年とてやかりいしきて生べきに死ぬる乃なるまもり

元禄八年の元旦西山前黄門公

宿醉臘餘酒 足哉何外求

烟霞皆我有 花鳥是明侍

暖祭告春曆 老催藏整舟

年来々去々 無喜又無愁

○禁裏御會 一月十五夜

月七月須摩ハかくこ花秋の空

武者小路三信

雲一雁一行

御製

山をさす白の始ふハいつり

仙洞

御愛千秋ノ月

高辻式部大輔

相虫の音よな海欄

仙洞

露一叢香 襲ハ袖ヲ

妙法院宮

これそ年とてまもり 家次の御りうと梨足名やまもり
あなの中ふありーくーあなまもり

[Faint, mostly illegible handwritten text in a cursive script, possibly a historical document or manuscript.]

意上大待本師
大觀
西錄

